PEFC-COC外部委託契約書様式

 [認証企業]と[非認証企業]間のPEFC-COC外部委託契約書

　[日付]

[住所]に事務所を有する[認証企業]と[住所]に事務所を有する[非認証企業]は、PEFC ST

2002 : 2020 「森林および森林外樹木産品のCOC-要求事項」 4.9に基づき、「認証企業」か

ら物理的分離方式で[非認証企業]に供給される加工品、SGEC商標ラベル付の原料/製品の取

扱について、また、[日付]の時点で有効な、[認証機関]によって発行された[認証番号AAAAACC-PEFC-COC-######(-#)]付きのPEFC-COC認証、PEFC商標使用ライセンス及びライセンス番号（PEFC/xx-xx-xx）を保有する[認証企業]は[非認証企業]と商標使用について、以下の通り合意する。

第1条　製品の物理的分離

1.1　本契約の範囲として[認証企業]が特定した原材料/製品（当該製品）の取扱いに関し、[非認証企業]は保管および加工の工程において当該製品を他の製品から分離することを確約する。

1.2[非認証企業]は、[認証企業]に対して、当該製品が保管、加工される[非認証企業]のサイトへ到着する前にすべての個別配送について書面で確認する。

第２条　製品のラベリング

2.1　当該製品へのPEFCラベルの表示について、[認証企業]は[非認証企業]に対し[認証企業]のPEFCライセンス番号が記載されたPEFC商標および/またはラベルのファイル（以下「当該ラベル」）を提供する。

[認証企業]は、[認証企業]に代わり[非認証企業]が当該製品に当該ラベルを貼付することを承

認する。

[非認証企業]は、[認証企業]の明確な許可なしに他の製品に当該ラベルを使用しないことを確約する。

2.2 [非認証企業]が当該製品に当該ラベルを付す前に、[認証企業]は当該ラベルの最終的なデザインを承認しなければならない。なお、当該ラベルの使用責任は、PEFC ST 2002 : 2020商標使用規則-要求事項に基づき[認証企業]にある。

2.3　[非認証企業]またはその職員が、[認証企業]の明確な許可なしに当該ラベルを使用し、損害が発生した場合、その損害について[非認証企業]が補償する。

この補償の取り決めは、いずれか一方の当事者が本合意を停止した後も有効である。

2.4　本合意は、[認証企業]からの要請により、または、いずれかの一方の当事者により停止された場合、[認証企業]が[非認証企業]に付与したラベル使用の許可は終了し、[非認証企業]は、保持している当該ラベルのすべてのデジタルコピーを直ちに永久に削除する。

第3条 検証

3.1　[非認証企業]は、[認証企業]に、当該製品が物理的に分離され、他の材料と混合されていないことの確認方法に関する情報を提供する。

3.2　[非認証企業]は、[認証企業]及びPEFC-COC認証書を発行した認証機関が、 この合意が正しく実施されているかを検証するための内部及び外部監査の一環として[非認証企業]の現場への立ち入り検査を実施することを了承する。監査には、当該製品の取り扱いに関与する[非認証企業]の担当者へのインタビューが含まれる場合もある。

第4条　終了

4.1　両者は、書面による通知により直ちに本契約を終了することができる。

第5条　適用

5.1　（それぞれの企業が記入）

[認証企業]代表　　　　　　　　　　　　　　　　　[非認証企業]代表

[名前と役職] [名前と役職]

＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 　＿＿＿＿＿＿＿＿

参考

PEFC ST 2002 : 2020 森林および森林外樹木産品のCOC-要求事項

4.9 外部委託

4.9.1 組織は、自社の PEFC-COC の対象範囲にある行為を他の主体に外部委託（外注）す ることができる。

 4.9.2 組織は、外部委託（外注）（のすべての段階を通じて、当該すべての外部委託（外 注）された行為がマネジメントシステムに関する要求事項を含む本規格の要求事項を満たすことについて責任を負う。組織は、すべての外部委託（外注）先との間に、下記を確実 にするために文書による合意を有していなければならない。

 a) 組織の PEFC-COC の対象である原材料/製品が、他の原材料/製品から物理的に区別され ている。 かつ

b) 組織が、外部委託（外注）行為に関する本規格の要求事項との適合性を検証する内部監査及び外部審査のために、外部委託（外注）した主体のサイトへの立ち入ることが可能で あること。

 注意書 1：外部委託（外注）契約のための書式は、SGEC/PEFC ジャパンから入手できる

注意書 2：外部委託（外注）された行為の内部監査は、外部委託（外注）された行為の開始の前、及

び少なくとも毎年、実行されなければならない。

本様式はPEFC Technical document version1 (2020.1.12)” Template: Outsourcing

 Agreement”に基づきSGEC/PEFCジャパンにより作成（2022年３月２４日）